

新見市マスコットキャラクターの派遣に関する要綱

平成 29 年 2 月 10 日

告示第 26 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新見市マスコットキャラクターの派遣（以下「派遣」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の定義)

第 2 条 この告示において派遣とは、新見市マスコットキャラクター使用取扱要綱（平成 29 年新見市告示第 25 号）第 2 条に規定するキャラクターのデザインに基づき作製された着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）並びにそれを着用する人員 1 名及び誘導・整理を行う人員 1 名を次条第 1 項に規定する事業及び催事（以下「事業等」という。）に派遣することをいう。この場合において、必要な人員は、新見市が手配するものとする。

(派遣の基準)

第 3 条 派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、原則として着ぐるみのみの貸し出しは行わない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 不特定多数の住民や来訪者の参加と PR 効果を見込むことができる事業又は催事等で、市長が適当と認める場合
- (2) 新見市内での事業又は催事等で、公民館単位以上を範囲とする場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定に関わらず、派遣内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣しないことができる。

- (1) キャラクターの活動に適さない環境、又は適さない環境になるおそれがあるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (3) 法令、条例及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が派遣について適当でないとき。

(派遣申請等)

第 4 条 派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ新見市マスコットキャラクター派遣許可申請書（様式第 1 号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、受付期間は派遣日の 3 箇月前から 14 日前までとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新見市マスコットキャラクター派遣許可通知書（様式第 2 号）により、派遣を許可しないときは、新見市マスコットキャラクター派遣不許可通知書（様式第 3 号）により、申請者

に通知するものとする。

(派遣時間)

第5条 派遣時間は、午前9時から午後9時までの間の連続した4時間以内とし、出演時間は、1回あたり40分以内で1日2回までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、派遣時間を変更することができる。

(派遣費用等)

第6条 派遣に要する費用等は、いずれも申請者の負担とし、その額は次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める事業については、免除することができる。

- (1) 派遣費用は、無料とする。
- (2) 派遣に係る交通費は、市内は無料とし、市外は実費とする。
- (3) 派遣に係る宿泊費は、実費とする。
- (4) 派遣に係る着ぐるみの輸送費は、実費とする。

(派遣の中止)

第7条 市長は、派遣を許可している場合においても、やむを得ない事情があるときには派遣を中止することができる。

(原状回復)

第8条 申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を新見市に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(賠償責任)

第9条 市は、派遣により申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、その損害賠償、責めを一切負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。